

# 寄付金に関する 税務について

---

税理士 日向 雅之  
2024. 8. 31

## 法人の寄付①

---

- 国や地方公共団体に対する寄付は全額経費
- 指定寄附金は全額経費
  - 学校教育関係
  - 試験研究関係
  - 共同募金関係
  - 日本赤十字社関係
  - 個別指定の寄付金
    - ◆公益社団法人日本国際博覧会協会（2025年日本国際博覧会開催の費用）

## 法人の寄付②

---

- 特定公益増進法人への寄付  
独立行政法人、地方独立行政法人、  
自動車安全運転センター、日本司法支援センター、  
日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、  
公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、  
更生保護法人
- その寄附金がその特定公益増進法人の主たる目的の業務に関連する寄附金である旨をその法人が証する書類の保存義務（申告書への添付は不要）

## 法人の寄付③

---

- 特別損金算入限度額

$$= (\text{所得金額} \times 6.25\% \\ + \text{資本金等の額} \times 0.375\%) \div 2$$

- 利益1億円、資本金1億円

特別損金算入額

$$= (1\text{億円} \times 6.25\% + 1\text{億円} \times 0.375\%) \div 2 \\ \doteq (625\text{万円} + 37\text{万円}) \div 2 \doteq \underline{\underline{331\text{万円}}}$$

## 法人の寄付④

---

- 特別損金算入限度額

$$= (\text{所得金額} \times 6.25\% \\ + \text{資本金等の額} \times 0.375\%) \div 2$$

- 利益500万円、資本金1,000万円

特別損金算入額

$$= (500\text{万円} \times 6.25\% + 1,000\text{万円} \times 0.375\%) \div 2 \\ = (312,500\text{円} + 37,500\text{円}) \div 2 = \underline{175,000\text{円}}$$

## 法人の寄付⑤

---

- その他寄付金の損金算入限度額

$$= (\text{所得金額} \times 2.5\% \\ + \text{資本金等の額} \times 0.25\%) \div 4$$

- 利益500万円、資本金1,000万円

特別損金算入額

$$= (500\text{万円} \times 2.5\% + 1,000\text{万円} \times 0.25\%) \div 4 \\ = (125,000\text{円} + 25,000\text{円}) \div 4 = \underline{37,500\text{円}}$$

## 法人の寄付⑥

---

- その他寄付金の損金算入限度額

$$= (\text{所得金額} \times 2.5\% \\ + \text{資本金等の額} \times 0.25\%) \div 4$$

- 利益1億円、資本金1億円

特別損金算入額

$$= (1\text{億円} \times 2.5\% + 1\text{億円} \times 0.25\%) \div 4 \\ = (250\text{万円} + 25\text{万円}) \div 4 = \underline{687,500\text{円}}$$

## 個人の寄付①

---

- 特定寄付金は所得控除
  - 国や地方公共団体
  - 指定寄付金
  - 特定公益増進法人への主たる目的への寄付
  - 独立行政法人、地方独立行政法人、自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人
  - 政治活動に関する寄付
  - 認定NPO法人



## 個人の寄付②

---

- 所得控除額＝特定寄付金の合計額(注1)－2,000円
  - 税額控除額(注2)
    - ＝ (公益社団法人等への寄付金の合計額  
－2,000円(注3)) × 40%
- (注1) 総所得金額の40%限度
  - (注2) 所得税の25%上限
  - (注3) 特定寄付金は調整あり
    - 確定申告書に受領証を添付又は提示
    - 税額控除は証明書も必要

## 個人の寄付③

---

- 例1

- 給与500万円、寄付額10万円
- 所得税額（寄付なし） ➡ 214,900円
- 所得税額（所得控除） ➡ 204,900円
- 所得税額（税額控除） ➡ 174,800円
- 減税額 ➡ 最大40,100円

## 個人の寄付④

---

- 例2

- 給与5,000万円、寄付額100万円
- 所得税額（寄付なし） ➡ 1,718万円
- 所得税額（所得控除） ➡ 1,672万円
- 所得税額（税額控除） ➡ 1,677万円
- 減税額 ➡ 最大46万円

## 個人の寄付⑤

---

### • 例3

- 給与5億円、寄付額100万円
- 所得税額（寄付なし） ➡ 2億2,393万円
- 所得税額（所得控除） ➡ 2億2,347万円
- 所得税額（税額控除） ➡ 2億2,352万円
- 減税額 ➡ 最大46万円